

2013年5月29日

各位

株式会社りそな銀行

## 役員向け株式給付信託の取扱開始について

りそなグループのりそな銀行（社長 東 和浩）は、本日より、役員向け株式給付信託の取扱を開始いたします。

役員向け株式給付信託は、役員報酬として自社の株式を給付すること等を目的とする信託です。役員は委託者企業の定めた株式給付規程に基づき、在職中または退任時に役員向け株式給付信託から自社の株式の給付を受けることができます。

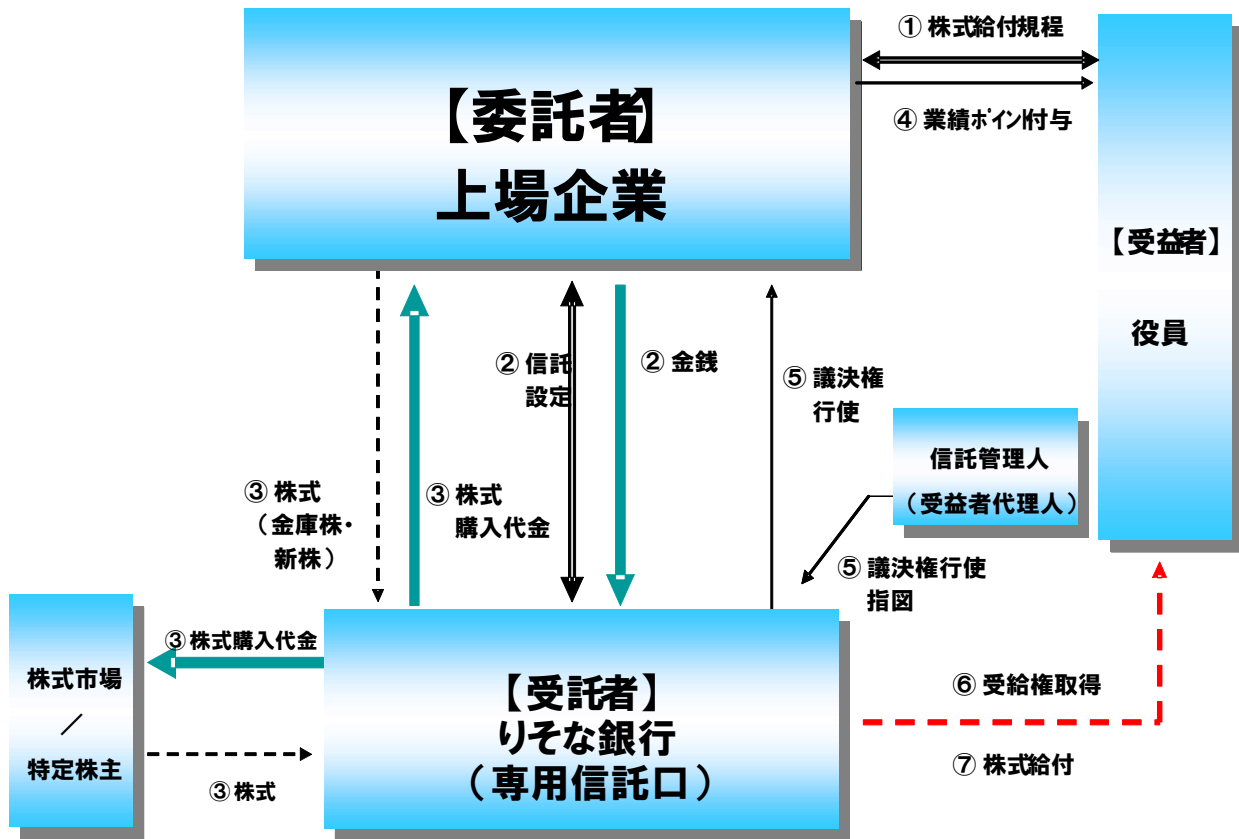
本商品の特徴は以下の通りです。

業績報酬制度の充実	従来の報酬制度に加えて、役員の業績に応じて付与されるポイントに応じて自社株式を給付することから、報酬制度の充実につながります。
ストックオプションとの比較	現物の株式を給付することから、あらかじめ決められた価格で株式を取得する権利を付与するストックオプションとは異なり、株価動向によらず、報酬制度が有効に機能します。
企業価値向上のモチベーションアップ	役員の処遇の一部と会社の株価や業績との連動性が高まることから、株価上昇や業績向上への意欲や士気が高まることが期待できます。
コーポレートガバナンスの向上	信託が株式を一括取得するため安定株主を確保することができます。また、信託が取得した株式は企業の経営陣から独立した信託管理人が議決権を行使するため、コーポレートガバナンスの向上が期待できます。
持合い解消時の株式の受け皿として活用	持合い解消が予定されている場合など、第三者保有株式が処分される際に、本信託がその受け皿となることができます。
金庫株の有効活用	保有する金庫株を有効に活用することができます。

りそな銀行では、今後ともお客さまのさまざまなニーズにお応えできるよう、より一層の商品・サービスの充実を図ってまいります。

以上

【役員向け株式給付信託の仕組み】



時点	内容
制度開始時	① 委託者企業は、制度導入に先立ち「株式給付規程」を制定し役員へのポイント付与、株式給付の基準等を定めていただきます。(原則、株主総会での決議が必要です。)
	② 委託者企業と当社間で金銭を信託財産として信託契約を締結し、専用信託口を設定します
	③ 専用信託口は、信託財産の金銭で委託者企業の金庫株または株式市場から委託者企業発行の株式を取得します
運営時	④ 委託者企業は、株式給付規程に基づき、役員の仕事業績への貢献に応じてポイントを付与します
	⑤ 信託管理人(受益者代理人)は、役員等を代表して信託口の株式の議決権行使の指図を行います。議決権行使の指図は、信託管理人ガイドラインに沿って行われることとなります。(議決権不行使の指図を行う場合もあります。)
給付時	⑥ 役員は、株式給付規程に定める一定の事由が発生した際に受益者となり株式の受給権を取得します
	⑦ 受益者は、累積した業績ポイントに応じて専用信託口から自社の株式の給付を受けます

## 【商品概要】

項 目	内 容
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託
委託者	上場企業
受益者	株式給付規程に基づき給付を受ける権利を取得する時点で受益者が確定します。受益者の対象者は、取締役、執行役員等とします。
信託管理人	受益者の権利を保護するため、委託者は事業主から独立した信託管理人（受益者が確定した後は受益者代理人となる）（以下、信託管理人と受益者代理人を総称して「信託管理人」）を選任していただきます。
信託目的	委託者の定めた株式給付規程に基づき、受益者に交付する株式を管理し、受益者に交付します
当初信託財産	金銭（株式取得資金、信託報酬等の費用に充当） ・ 株主総会にて承認された役員報酬の範囲内とします。 ・ 信託期間中の信託報酬に充当する信託報酬準備額を当初信託財産に含めていただきます。
信託財産の追加	受託者の承諾を得ない限り、追加信託はできません。
解約	原則、信託期間中の解約はできません。
信託報酬（信託財産の運用・管理にかかる費用）	本商品では、信託設定時及び信託期間中の信託報酬を信託財産またはお客様から収受させていただきます。信託報酬は信託財産の種類、運用方法、信託財産額等に応じて個別に決定いたしますので、具体的に料率、上限金額又は計算方法の概要等を記載することができません。
議決権行使	信託管理人の指図に基づき、受託者が行使します。

本件信託に関するリスク

- 本件信託では、信託財産の金銭を有価証券、貸付金や預金等に運用するため、以下のような場合に元本の欠損が生じるおそれがあります。
  - ・ 運用対象である有価証券の購入および売却にあたって、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場、その他金融商品市場における株価指数等の指標の変動に伴い、当該有価証券の価格が変動する場合
  - ・ 運用対象である有価証券の発行者または貸付金の貸出・運用先、預金開設金融機関の業務や財産状況の変化に伴い、当該有価証券の価格が変動し、または元本や利子の支払遅延や支払不能が生じる場合

本件信託のお客さまにご負担いただく費用

- 信託契約に基づく以下の費用および当該費用に係る消費税等は、信託財産の中からいただくかまたはお客さまにご請求いたします。（費用の詳細については窓口へお問い合わせください）

本件信託の信託契約に関してご注意いただきたい事項

- 本件信託は、元本及び収益が保証されていない実績配当型の商品であり、損益はすべてお客さま等に帰属します。また、本商品は預金保険の適用は受けません。
- 信託期間はお客さまとの協議により個別に決定いたします。
- 原則として信託期間中の解約はできません。やむを得ない事由による信託期間満了日前の解約の場合には解約に伴う手数料等をお支払いいただく可能性があります。
- 信託目的の達成または信託事務の遂行が著しく困難になった場合には、お客さまへの通知により信託契約は終了します。